

宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会会議録

平成22年8月4日(水)

午後1時30分から午後3時40分まで

行政庁舎10階1001会議室

配布資料

次第及び宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会名簿、同事務局名簿

資料1：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(抄)等

資料2：宮城県ツキノワグマ保護管理計画(案)

資料3：平成22年度牡鹿半島ニホンジカ保護管理事業実施計画(案)

資料4：平成22年度宮城県ニホンザル保護管理事業実施計画(案)

資料5：平成22年度宮城県イノシシ保護管理事業実施計画(案)

1 開 会

始めに、事務局が開会を宣言し、委員16名を紹介後、川名自然保護課長からあいさつを申し上げた。

2 あいさつ(川名自然保護課長)

本日、皆様にはお忙しい中、御出席いただき感謝申し上げます。本委員会は鳥獣保護法及び県条例に基づいて設置され、本県に生息する特定鳥獣について審議いただく大変重要なものである。本来であれば手元にあらかじめ資料を届け、事前に目を通していただくところであるが、準備に手間取り遅れなかったことをお詫びする。本日は各部会の委員の指名をいただいた後に、新たに策定するツキノワグマ保護管理計画、計画の一部変更を要するニホンジカ保護管理計画のほか、今年度のニホンジカ、ニホンザル、イノシシの各保護管理事業実施計画について審議いただくことになるのでよろしくお願ひしたい。

続いて、事務局が配布資料の確認を行った後、定足数の報告が行われ、委員16名中15名が出席しており、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第4条第2項の規定により本会議が有効に成立していることの報告が行われた。また、会議については原則公開であり本会議についても特段の支障がないことから公開で行うことを説明した。

あいさつ(伊澤委員長)

本日は暑い中、御出席いただき感謝申し上げます。今年の夏は猛暑となっている。この暑さが木の実の稔りにどのように作用し、今後の特に秋にかけて山野の動物たちにどのような影響を与えるか予断を許さない状況である。そのような状況ではあるが、野生動物との共存を図るうえで今回の議事は非常に重要である。本日の議事内容は多岐にわたり、また時間が限られた中ではあるが、よろしく審議いただきたい。

3 議 事

(1) ニホンザル部会、ツキノワグマ部会、イノシシ部会、ニホンジカ部会委員の指名について

平成22年4月の人事異動等により交代があった委員について、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討評価委員会条例第5条第4項の規定に基づき、伊澤委員長が各部会に属すべき委員及び部会委員の指名を次のように行った。

【ニホンザル部会】

部会委員

- ・農産園芸環境課長 大久保栄喜
- ・林業技術総合センター企画管理部長 佐藤行弘

【ツキノワグマ部会】

部会委員

- ・林業振興課長 勝又敏彦
- ・農産園芸環境課長 大久保栄喜
- ・林業技術総合センター企画管理部長 佐藤行弘

【イノシシ部会】

知事から任命された部会委員

- ・丸森町産業観光課 大内一郎氏
- ・仙台市環境都市推進課 鈴木陽氏

部会委員

- ・農産園芸環境課長 大久保栄喜
- ・農業振興課長 吉田守
- ・林業技術総合センター企画管理部長 佐藤行弘
- ・食と暮らしの安全推進課長 大山英明

【ニホンジカ部会】

部会委員

- ・農産園芸環境課長 大久保栄喜
- ・東部地方振興事務所林業振興部長 田代文士
- ・林業技術総合センター企画管理部長 佐藤行弘

(2) 宮城県ツキノワグマ保護管理計画(案)について

委員長：事務局から説明願う。

事務局：資料2により説明。

委員長：この計画は第10次鳥獣保護事業計画との整合性を図るため、今年の11月から約1年半の計画となる。その後必要であれば再検討することになる。事務局の説明に質問等は。

八嶋委員：この計画書の中の保護管理の目標「(1)基本目標」の中に、「人とツキノワグマの共存する社会を目指す」とある。実際に農家の人から聞いた話であるが、デントコーンを植えている畑の半分くらいにツキノワグマが入ってくる。その畑のデントコーンはツキノワグマのにおいが付いてしまい、牛は食べなくなってしまふ。そういう状況である。この計画書では「人とツキノワグマの共存する社会を目指す」と書いてある。きれいな表現ではあるが、現場の農家の人たちは実際に本当に困っている。そういった現場の状況を考慮してほしいと思うがいかがか。

事務局：確かに人とツキノワグマが共存する社会を目指すということは言葉はきれいであるが、実際に現場で生活する人たちにとっては死活問題であることは承知している。安易に人里に出発しないような方策を考えなければならない。先進県が取り組んでいるような緩衝帯を設けたりすることを、本県でも地域が主体となって取り組むことが理想であるが、そういった取り組みが円滑にできるように地域、地元自治体を支援していきたいと考えている。今回ツキノワグマの計画は初めて策定したものであり、計画を進めていく中で内容について修正していきたいと思う。

委員長：今回初めてツキノワグマについて計画を立てたものであり、計画期間が1年半程度のものなので試行的な部分もある。

齊藤委員：計画書の中で3点ほど教えてほしいことがある。1点目はツキノワグマの重点区域と観察区域の違いやそれぞれの区域でツキノワグマの扱いがどう違うのか教えてほしい。2点目は保護管理の目標で生息数中央値633頭を下回らないように維持することと記載されているが、これは宮城県のツキノワグマの個体数が減少しているということなのか教えてほしい。3点目は適切な里山の管理を行うと記載されているが、具体的にどのようなことを想定しているのか教えてほしい。

事務局：1点目の重点区域と観察区域については計画書の14ページに記載がある。県内を縦断している東北自動車道の西側を重点区域、東側を観察区域と区別した。これはクマの出没件数や捕獲件数の分布が東北自動車道の西側に多く見られるということで判断した。県で実施していく保護管理事業の中で重点的に進めていく地域ということで指定したものである。2点目の保護管理の目標で生息数中央値633頭を下回らないようにするという点について、それまで年平均50頭程度捕獲していたが、平成18年度はブナなどの実りが悪かったことなどからクマが人里に多く出没する頻度が高く、200頭を超える捕獲があった。一方で、生息数は20年度に400頭から900頭くらい、中央値が633頭と推定された。地域個体群を維持していくためにはこの633頭という数字を基準としようとするものである。それらを踏まえて毎年50頭程度捕獲しても633頭という頭数には影響を与えないのではないかと判断した。3点目の生活環境保全の整備の中で、里山の適正な管理をしていくということについては、耕作放棄地や間伐、除伐をしていない場所がきちんと管理されていれば、クマから見て里の状況がわかり、人里に近づいて来ないのではないかと考えている。そういった耕作放棄地や間伐、除伐されておらず荒れ放題となっている土地を整備して、クマも人の動きを見られる、人もクマの動きが見られるというような緩衝帯のような区域を設けたいと考えている。

亀山委員：里山の管理という話があったが、それは国で所有者に補助するということが、クマとの共存はなかなか難しいと思う。やはり対処療法だけではだめであり、クマが山奥に帰っていくためには森を整備しないとだめである。国の補助で針葉樹林の一部分に広葉樹林を作っていくような事業があったと思うが、クマに対しても適切な管理を行っていかないとクマとの共存も難しいのではないかと。個体数の調整のための捕獲は行わないというのがありますが、毎年50頭くらいは捕獲しており、これには、人里にクマが現れて人に危害を加えた場合に捕獲した数も含まれるのか。クマによる農業被害も確かにあるが世界的に見て個体数が減少してきている。クマが人里に現れるようになったのも人に原因がある面もあるのでそのあたりも考えてほしい。

事務局：里山の整備について県から所有者に整備を依頼したり、針葉樹の山に広葉樹林を作っていく国の補助があるかということについては、ツキノワグマのために森林整備をするという事業はないが、林業サイドの補助事業で間伐や除伐を推進していくという事業を進めている。地域の森林所有者に対しては、できるだけこういった事業も活用してほしいと思っているが、この事業は100%補助でなく、どうしても所有者の負担も出てくる。しかし、自分の木を育てることにともなるし、緩衝帯を作ることにともなるため、負担が多少生じてもぜひ活用してほしいので地域単位に働きかけていくことになる。針葉樹の林を広葉樹に変えていくことについては国の補助がある。今まで多少スギ林を植えずぎたという反省もあり、広葉樹に戻していく事業を積極的に取り入れていくように森林所有者にお願いしていきたいと思う。個体数調整については、計画書22ページの表3にツキノワグマの捕獲状況の推移があり、年度ごとの狩猟及び有害捕獲頭数が記載されている。これを平均すると狩猟で年9.6頭、有害で年45.3頭の捕獲となっている。今回の保護管理計画の中では、中間値の数値を基にこれくらい捕獲しても現在の頭数を維持できるだろうという数字を50頭とした。今まで

はこういった基準もなかった。これからは50頭という数字を基準に狩猟及び有害捕獲を行っていききたい。もし捕獲数が50頭を超えた場合には捕獲の自粛をお願いしていこうと考えている。クマが全体的に減少してきているということについては、今回の捕獲数を増やさないような形で対応していきたいと考えている。クマと人との共存については、一緒の場所に住むということではなく、クマが住む場所と人が住む場所と緊張感を持った距離を保っていくことが共存につながると考えている。

早坂委員：この計画書では重点区域を東北自動車道の西側に設定しているが、クマが捕獲されている場所は気仙沼地域でも皆無ではなく捕獲されている。気仙沼地域を重点区域にはできないのか。今年の6月に高校総体で気仙沼の総合体育館に行ったが、クマが出て生徒たちにもアナウンスがあった。クマが出没しており危険と言われたが、危険と言われてもどうしてよいかわからなかった。かなりの頻度でクマを見かけた人がいると地元の人が言っていた。もしかしたら気仙沼にはクマがいるのかなと思うので、観察区域ではなく重点区域にできないのかと思うがいかがか。

事務局：気仙沼地域は重点区域にしていない。県で区域を考えていく際に、国レベルの区域で考えているところがあり、計画書の13ページに記載しているとおり、宮城県は南奥羽保護管理ユニット及び北上山地保護管理ユニットの一部が入っている。大部分は南奥羽保護管理ユニットであり、県の重点区域と重なっているものである。確かに気仙沼地域でもクマは捕獲されており、また、他の地域でも東北自動車道より東側で目撃されたり捕獲されている実績はある。人里まで出没してきた場合には従来どおり有害捕獲という形での対応となるため重点区域ではなく観察区域としている。

早坂委員：気仙沼地域を北上山地保護管理ユニットに入れることはできないのか。気仙沼に行くのには一関から行かなければならない。そういったことから考えて気仙沼地域を岩手県が入っている北上山地保護管理ユニットに入れてもらえないのだろうか。

事務局：気仙沼地域にもクマがいると思いながらこの計画書を策定している。まさにここ最近になって多く目撃されるようになり、そこが棲みかになっていると思われる。この計画書を策定した時点では、南奥羽保護管理ユニットが中心となっており、気仙沼地域には他地域から来たクマがたまに見かけられるといった程度の認識で観察区域としたものである。常習的にここが棲みかになっているという場所であれば観察区域から重点区域に入るといっても考えられる。今後の状況を見たいと思う。

委員長：県として気仙沼地域のクマの出没状況を十分把握していただきたいと思う。

玉手委員：先週クマの調査で北上山地に行ってきた。実際に北上山地はクマが非常に多いところである。気仙沼地域のクマは北上山地から来るものと思われる。宮城県の計画の目標は2つあると思う。1つは個体数の管理であり、もうひとつは被害防除である。個体数の管理としては北上山地の個体として考えるべきもので、今回の計画はあくまで東北自動車道の西側の奥羽山地部分の数の管理というのがひとつの目標である。それからすると気仙沼地域は外している。しかし、防除対策は非常に重要であり、気仙沼地域も防除対策については他地域と同様に扱うことも考えた方がよいのではないかと思う。平成18年度のクマの大量出没のようなことが起こることを懸念している。今回は50頭という上限を設定しているが、どのくらい捕獲されているかということとどくらいリアルタイムで把握できるのか。山形県では毎月集計をしている。集計するのに時間がかかりほぼ1か月のずれはあるが、それを検討委員に報告しどう対応するか判断することになっている。比較的にまめに把握しようとしている。どのくらい頻繁に把握するのか、また、もし50頭を超えた場合にどう対応するのか伺いたい。狩猟を抑制していただきたいというだけで終わるのか、それ以外に何かあるのか。学習放獣は一体どのくらい行う予定なのかも伺いたい。

事務局：被害防除については気仙沼地域も他地域と同様に扱っていくものである。捕獲数のリアルタイムで

の集計は、有害捕獲の申請を県の各地方振興事務所で受け付けており、その報告を逐次受けることで有害捕獲数はリアルタイムに近い数字で集計し把握できるものと思う。有害捕獲で50頭に達した後にクマが里に出没している場合にはそのまま放置するわけにはいかないため、有害捕獲の必要性を市町村が判断すれば、県としては捕獲許可を出すことになる。その際に学習放獣という話が出てくる。理想的には捕獲したら捕殺せずに一回は学習放獣をして山に放つことになる。それには獣医師の配備や山までの搬送の人手の問題がある。今年度はそういったことについて予算化していないため、この計画書を策定してすぐに学習放獣することは難しいのが実情である。学習放獣の放獣先の選定も検討しなければならない。学習放獣を実際に行うためには場所、人、お金の問題をクリアしなければならない。今回この計画を策定し、23年度までにその体制を整えたいと思っている。18年度のような捕獲状況になるかどうかはわからないので、今後その都度検討していきたい。

委員長：今回ツキノワグマは初めての計画となるが、今回の委員からの様々な意見をもう一度検討していただくこととして、本日示された計画案については了承することよろしいか。

各委員：異議なし。

委員長：異議がなければ、この計画案で後日開催予定の宮城県自然環境保全審議会に委ねることとする。

(3) 牡鹿半島ニホンジカ保護管理計画に係る個体数調整に関する事項の見直しについて(案)

委員長：事務局から説明願う。

事務局：資料1「牡鹿半島ニホンジカ保護管理計画について」により説明。

委員長：事務局の説明に質問等は。

早坂委員：残渣処理を適正に実施できる場合に限り認めるとあるが、現在の状況はどうなっているのか。

事務局：現在、狩猟したシカは解体できる場所に持って行き、皮など利用できるものは利用し、そうでない部分については山林所有者の承諾を得て土を掘って埋めている状況である。捕獲頭数が残渣処理の処理能力を超えてシカの死体が山に散乱するような状況は好ましくないが、何頭獲っても適正に処理できれば無制限でもよいと考えている。

早坂委員：北海道ではトドも有害鳥獣になっており海産物の被害がものすごい。ここに持ってきたのはトドの大和煮とエゾジカの缶詰だが、高校生が北海道の大会に行くと必ず喜んでお土産にしている。例えばエゾジカの缶詰には出沒注意ときちんと書いてあり、これは有害鳥獣であるときちんと明記されている。それを積極的に買って有効活用している。宮城県ではこのようなことは行っていないのか。もっと積極的に活用していかないと、残渣処理の問題も埋めるといっても大変だと思うがどうか。

事務局：地元の石巻にワイルドミートというシカの肉を加工する業者がいる。そちらを活用できればと思っている。しかし処理能力を超えるような部分についてどうするかという問題はある。できるだけ獲ったものについては無駄のないように活用できるシステムを考えていきたい。

亀山委員：以前に大和町吉岡で子ジカが発見され病気だから助けてほしいという話があった。やはり野生動物は例えば口蹄疫のような病気が心配である。わからない病気をたくさん持っているのではと不安である。それを無駄だからといって活用するのは大丈夫なのか。

事務局：まだ食肉として流通させるためのマニュアルができていない。ただ既に商品化はされて売買されている。市場に流通させるまでの衛生管理のマニュアルについては関係機関と対応を協議して整理していきたいと思っている。それに基づいて市場に流通できればと思っている。

委員長：それでは、他になければ本日示された計画案については了承することよろしいか。

各委員：異議なし。

委員長：異議がなければ、この計画案で後日開催予定の宮城県自然環境保全審議会に委ねることにする。

(4) 平成22年度牡鹿半島ニホンジカ保護管理事業実施計画(案)について

委員長：事務局から説明願う。

事務局：資料3により説明。

委員長：事務局の説明に質問等は。まず私から申し上げるが、交通事故で非常に多く被害が出ているようである。他の資料では9月末頃から11月初めにかけて多いと記憶していたがその傾向があるのか、あるいは1年を通してあるのか伺いたい。

事務局：交通事故についてはの詳細がわからないところはあるが、たとえば県道でいつ死体を回収したかなどの道路作業上のデータはある。それに基づいて事故の地点を特定するため、あまり正確ではないが牡鹿半島の地図の道路上にプロットしたものはある。季節的に検証したものはまだない。

委員長：8月に路肩の草を刈るということがあったが、8月に草を刈るとちょうど秋に食べやすい状況になるのではないかと思う。路肩の草を食べるために出てきて交通事故に遭うということもあるが、他に発情期にオスに追いかけられたメスが飛び出して交通事故に遭うことも多いのではないかと思うがいかがか。そうであれば交通事故防止のために路肩部分の草を刈るということも違ってくるのではないか。

事務局：道路管理者としては路肩の草の勢いが強いときに刈ってドライバーの視界を確保したいという道路管理上の理由がある。今手元にある資料では10月から12月にかけて道路上の死体が回収されているようである。

玉手委員：山形県では昨年庄内地域でオスジカが交通事故に遭っている。秋田県でも最近大仙でシカが出たということがあり、これまで分布していなかったところに徐々に目撃例が出てきている。宮城県のニホンジカ保護管理計画に関しては、分布拡大をいかに抑止するかということが非常に重要である。シカの保護管理について北海道や他県では個体数管理でどれくらい獲ればどれくらいの数を維持できるかどうかということが関心となっているが、必ずしもうまくいっていないようである。宮城県の保護管理計画がうまくいっているかどうかを判断するのは数の検証よりもむしろ分布状況の把握ということで長期的に検証していくのがよいと思っている。飛び地でシカが目撃されたというような例はあるか。

事務局：先日仙台市太白区で夜間監視カメラに映ったという情報提供はあったが、もう少し観察し確証を得たいと思っている。もしかしたらカモシカかもしれない。確認が必要である。栗原に出たという話もあるが、個人で飼っていたものではないかと思う。

土屋委員：シカの侵入を抑制するためにハンターの数を増やす、そして減らさないということも重要である。ハンターの育成についてはどう考えるか。酪農学園のようなところでは野生管理ができてハンター養成課程もあるようである。ハンターの養成なども将来を見据えて行う必要があると考える。

事務局：確かに狩猟者の数は減っている。猟友会の会員の数が平成17年度当時は2,200名を超えていたものが、昨年度は約1,800名でかなり減っている。猟友会の会長とはいろいろ相談しているが、京都府では県警OBや消防団に対して免許取得を勧めるようなことも行っているようなので参考にしながら何ができるか考えていきたい。

委員長：資料3の別添資料の平成21年度のメッシュ図では赤色の狩猟実績が1ブロック増えている。気仙沼地域は別個体であると思うが、牡鹿半島では北方に侵入しているように見える。一方で青色の狩猟実績なしのブロックもあり侵入が抑えられているようにも見える。このメッシュ図だけでは判断するのは難しい。そのあたりはどうか考えているか。

事務局：この7月に牡鹿半島外の河北地区でもシカが目撃されたということで猟友会の協力を得て2回にわたって3日間連続で個体数調整で捕獲を試みている。成果としてはオスジカ1頭だけの捕獲であったが、見つけてもなかなか獲れないということがある。会員の協力がないと牡鹿半島外への侵出抑制は難しい。放置すればどんどん生息域を拡大していくことになる。現在は、ある程度抑えられていると思うが、実際にどのくらい侵出しているかはよくわからないのが現状である。発見した都度、捕獲してもらうことになる。石巻地区の会員だけではなく他の地区の会員とネットワークを構築して機能的な体制が整えられればと思う。長期的には免許取得者の底上げを図るような対策ができればと考えている。

委員長：それでは、他になければ本日示された計画案については了承することでよろしいか。

各委員：異議なし。

(5)平成22年度宮城県ニホンザル保護管理事業実施計画(案)について

委員長：事務局から説明願う。

事務局：資料4により説明。

委員長：事務局の説明に質問等は。

八嶋委員：サルも知能指数が高くなってきているように思う。牧草地の枯れ草を遊び場にしているということ最近白石で聞いた。いちばん上にボスがいて、いくら花火や爆竹を鳴らしても逃げない。上ったり下ったりしながら過ごしている。草が臭く腐食している状態である。牛のエサになる草がなくなってしまう。そういったところからサルの認定及び評価をもっと高い危険レベルにする必要があるのではないかと感じている。かなり牧草地の被害が出ているようである。以前はなかったと思うが。捕獲が一気にできればよいのだが。ひとつの群れに30匹くらいいるようであるが。

早坂委員：広島大学理学部の研究で、大型肉食動物の体臭を染み込ませた布を農業被害の多いところに吊るしたところ、被害が大幅に減少したという成果があったということだが、このような他の研究成果などを集めたりはしているか伺いたい。

事務局：被害防除対策としてサルに限らずシカなども含めて、例えばオオカミの尿などが有効だとか人間の古着が有効だとかの情報は適宜集めている。これを実地に試して活かしていくためにはどのようにしたらよいかということまでには至っていない。

委員長：ニホンザル部会でも話はあったが、一時的に効果はあるが特効薬はなかなかないのが現状である。サルは学習能力がある。オオカミの尿などいろいろあるが決め手がないのが現状である。今後も情報収集はしていただきたいと思う。

鈴木委員：伊澤委員長にお尋ねしたいがサルの追い上げなどは毎年行っているのか。また追い上げに犬を養成しているという話があったがいかがか伺いたい。

委員長：宮城のサル調査会で行なっている追い上げでは、花火を使っている。空砲と同じくらいの大きさで7連発であり、被害が大きく人身被害が心配される地域で使っている。花火を使うことによってパトロール隊の車を見ただけで逃げていく。これにより、被害が減っていると思われ、花火の効果はあると考えている。しかし、少しでも気を緩めることはできない。冬場の追い上げの際に犬を10頭使って追い上げを行ったところ、山奥の群れが市街地近辺に出てくることも少しは止まったと感じている。

委員長：それでは、他になければ本日示された計画案については了承することでよろしいか。

各委員：異議なし。

(6) 平成22年度宮城県イノシシ保護管理事業実施計画(案)について

委員長：事務局から説明願う。

事務局：資料5により説明。

委員長：事務局の説明に質問等は。

鈴木委員：亘理町のリンゴ農家に知り合いがあり、いつも何とかならないかと言われる。最近、被害農家の気持ちがよくわかるようになった。何とかならないかと思い昨年の秋に県議会議員に相談し、視察ではなくて実際に農家の人がその場で生活が脅かされないようにしっかりとしたことを教えていただける講習をしていただきたいとお話をした。そうしたところ栃木県から専門の捕獲をする方が来て講習をしてもらった。その結果捕獲の効果が上がっている。なぜかという箱わなに仕掛けるエサやその置き場所によって捕獲数がかなり違うことがわかった。このように具体的に現場で実際に実地講習することがいかに大事かということがわかった。捕獲したことで喜んでいるがその後の残さ処理をどうしているのかお伺いしたい。

事務局：今お話のあった栃木県の講師の方は農水省で被害対策アドバイザーをされている須永先生だと思う。先般7月30日に仙台市青葉区芋沢地区でも同じような講習会があり、その際にもエサが大事であるというお話を伺った。肉の有効活用については丸森町にイノシシ館という施設が新たにできた。そこで肉の販売などを行っている。保健所の指導の下、食品衛生法上問題のない形で販売している。その他に自家消費ということもある。

八嶋委員：白石市の農作物有害鳥獣被害状況などの資料もあるのでよろしく検討していただきたい。

佐々木委員(白石市)：全体的な話だが、サルもクマもイノシシも農業サイドからすれば害獣である。例えばイノシシの箱わなにクマが入りクマに麻酔をかけた上で逃がすことになり、費用(18万円)は白石市の予備費から出すことになった。斎川で人がサルに襲われたということもあった。法の壁があつてサルは目前にいるが、日没後なので撃てない。翌日も出沒したときも民家のそばで撃てない。人が襲われたので何とか捕獲したいと思うが、なかなかできないという問題があった。捕獲隊の方の高齢化も非常にすすんでいる。各地区に捕獲隊がいるがイノシシなどの出沒があつてもなかなか動けない状況が問題になっている。また、斎川地区は福島県境で現場に向かつても既にサルは姿を消しているということもある。非常に困っている。野生との共生をするには何が大切なのか。生産者は我慢して野菜を作るしかない。取られても取られても作るしかない。共生するには生産者が我慢するしかないのかと考えたりする。自然保護といつても生活していくためには野菜を売らなければならぬ。例えばそこでそういう費用がかかるものについて環境税で資金提供などを行っていかねばならないのではないかと考えている。

事務局：費用の話があつたが、特措法を活用すれば防除対策に国の補助が入るものがある。そういった制度をまずきちんと活用していただきたいと思う。その上で、できることとできないことを仕分けしていただき、できない部分について環境税の活用もあり得ると考えている。また今後の営農についてその地域をどうしていきたいのかという地元自治体のグランドデザインというものを考えていく時期が来ているのではないかと考える。例えば特措法で電気柵の設置というのがあるがそれはその世代で終わってしまうものなのか、あるいは今後もそこで営農していくということを展望しているのかということ、地域としてどのように取り組んでいくのかということも考えていかねばならないと思う。狩猟免許の際の講習会については、10月の中旬に角田市で箱わなの試験を実施するが、その前に猟友会主催で技術講習会を行うことになっているので活用していただきたい。

玉手委員：イノシシ部会の担当だが現場を見ないとどのようにわなを設置するか防除柵を設置するかを理解できない。それが重要である。残念ながら東北地方にはそういう専門家がない。山形県

でも講習会を行うがそういう専門家に来ていただくのに苦労する。そういう現場にあったそれぞれの指導を行っていく必要があるが、同時に宮城県内でもそういうノウハウを共有していくことが重要となってくる。いつまでも他県から専門家を呼んで来るというのでは限界がある。こうやればうまくいったというようなことを県のレベルに上げていき情報を蓄積する必要がある。地元の人も経験を蓄積していくことが必要である。情報をできるだけ寄せていただきたい。イノシシは実際に出ている被害金額よりも現場では被害の印象がもっと強いと思う。イノシシは他の特定鳥獣に比べるとかなり食べると思う。逆に解決策も結構あると思う。丸森町のイノシシ館に見られるような地産地消のような取り組みは非常に期待される。狩猟による捕獲圧を高めるということも重要である。箱わなはあくまで農地を守るということである。むしろ地元の資源ということで狩猟者にどんどん獲ってもらおうという体制を整えて、狩猟文化というものをつくっていくことが重要だと思う。

東海林委員：情報提供だが農作物の被害という点から21年度は意外と被害が少ない。被害面積だと20年度は474haの被害があったが、その内、いもち病が224haで47%、風水害被害などが25%、獣害は大部分がイノシシであり42haで9%だった。21年度はいもち病が発生し20年度の被害の半分程度の258haであった。いちばんの被害はいもち病であるが、2番目が獣害でイノシシの被害であった。水稻の被害ではイノシシが寝転んで全部倒されてしまう。それが遊び回って毎日のようにある。糞尿の被害もありどうしようもない状態である。そのあたりを理解していただいて意見をいただければと思う。大豆についてもどこに被害があるかを見ると角田市、丸森町、山元町、亘理町といったところである。枝だけが残ってそれ以外は何も残らないというのがイノシシの食べ方である。20年度は1%だったが、21年度は2%と2倍になった。イノシシの被害は大きな比率を占めている。今は仙台までの被害だが加美町や大崎市までに至るとさらに大変な被害になる。保護とともに農業被害についての防止策を十分に検討していただきたい。

齊藤委員：小学校にいるが今までいろいろな話を聞き、農業被害の大変さというものが今日初めてわかった。学校現場では野生動物を教えるときにどちらかという自然保護をしなければならないという観点から教えることが多い。今日の話で被害を受けるのは動物だけではなく、人間も被害を受けるというところがわかった。今までそういう観点から学校現場で教えることはなかった。見る視点を変えるといういろいろな見方ができるということもこれからは教えていく必要があると感じた。

伊藤委員：捕獲隊はイノシシとサルの追い上げを行っている。8月2日に栃木県で研修がありいろいろと勉強させてもらった。昨年12月の法改正により3年に1回の教習射撃が義務付けられ、それを受けないと免許更新できないことになった。相当厳しいと思う。今後相当の人数が減ることが予想される。捕獲隊そのものの高齢化もあり箱わなの見回りもほとんどボランティアである。捕獲隊の会員が増えるような援助をお願いしたいと思う。

委員長：それでは、本日示された計画案について詳細は部会に委ねるとことで了承することでよろしいか。

各委員：異議なし。

(7) その他

委員長：その他として御意見があれば。

各委員：特になし

委員長：無いようであれば、これで議事を終了することとし、進行を事務局にお返しする。

事務局：以上で宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会を終了する。